

## ■保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

詳しくは、町民課生活環境グループへお問い合わせください。

## ■年間保険料額の例 (年金収入のみの例)

・例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

### ◆単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

### ◆夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円

## ■減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日に有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。

### 住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
区分Ⅰ	老齢福祉年金を受給されている方

## ■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ★ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。
- ★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

町民課生活環境グループ  
電話 5-1115